

第2章

災害対応活動



道体育館／震災1日目の夜

【第1節】初動対応

災害対策本部設置

3月11日14時46分の地震発生後、大きな揺れがいったん収まった後、直ちに災害対策本部の開設に取りかかろうとした。しかし、連続する余震などによる庁舎建物そのものの安全確認が十分にできず、あらかじめ計画していた追庁舎2階の大会議室への本部開設が困難な状態であった。

そのような状況の中、臨時に追庁舎2階の応接室で行った第1回災害対策本部会議において本部長(市長)から、「人命最優先で対応すること」、「状況を落ち着いて把握すること」が指示された。その後、災対本部を第1代替場所である消防防災センターに移動することが決定された。職員は災対本部に必要な物品をケースやバッグに詰め、手分けして消防防災センターまで搬送した。市内は交通渋滞が発生していたため、車両での移動は時間を要すると判断し、消防防災センターまでの約2.5kmは徒歩で移動した。道中、倒壊した建物や亀裂の走る道路を目の当たりにして、あらためて地震の大きさを感じながらの移動であった。移動中は吹雪に見舞われ、大きな余震が数回発生したが、消防防災センター2階の防災会議室に災対本部を開設するに至った。



地震発生直後の事務室



地震発生から間もなく吹雪いてきた



災害対策本部(消防防災センター)



災害対策支部の設置

登米市は合併以前の9つの町域それぞれに総合支所を設けている。地震発生直後は市内全域が停電したが、各総合支所には非常電源設備が設置されていたため、最低限の電力は確保されていた。総合支所職員は庁舎の安全を確認したのち、災害対策支部を設置した。地震の揺れが尋常ではなかったことから、市内の避難所に多くの住民が集まることが予想されたため、直ちに指定避難所に職員を派遣した。

情報収集

災対本部を設置し情報収集を始めたが、電話回線の不通などにより、被害状況の把握に苦慮する。しかし、同室内には消防本部が設置した警防本部があり消防無線を介して寄せられる情報から、市内の状況の把握が行えた。

消防防災センターは非常電源設備が稼動しており、テレビによって沿岸部に大津波が襲来する様子が報じられ、沿岸部が壊滅状態であることを認識した。



気仙沼港に襲来した津波の報道

災害対策本部会議

発災当日の23時15分から第2回災害対策本部会議が開催される。本部長からは避難所の食糧、生活物資、燃料調達の状況を早急に確認するよう指示される。会議には市各部局職員のほか、警察、消防、自衛隊、宮城県、登米コミュニティエフエムが参加して各方面からの情報を整理していく。

発災翌朝には、市の備蓄物資は底をつき、燃料調達の目途も立たない状況だった。

災害対策本部会議は、平成23年3月31日までに延べ40回開催された。



災害対策本部会議(3.12 朝)

情報伝達、その手段は伝令

一般電話回線や携帯電話など全ての通信回線が停止したこと、災害対策支部に入ってくる情報は極めて少なく、避難所の状況や隣接自治体の状況は直接人伝いに寄せられた。また、災害時応援協定を締結している関係団体への要請や、市災害対策本部までの連絡は、直接職員が出向いて情報伝達するしかなかった。

大津波が襲来した南三陸町から登米市に救援を求めるため、同町職員が直接登米総合支所まで来庁し、登米市から消防団員と職員が救援に向かうという活動もあった。

※詳細は資料編登米市管内の活動記録登米町管内に記載されている

問合せが殺到

災害対策支部の窓口には住民からの問い合わせが殺到した。特に多かったのは「親族や知人が沿岸部にいるため安否が知りたい」という問い合わせだった。前述したとおり、発災直後は通信手段が確保できず災害対策支部に寄せられる情報も極めて少なかったため、問い合わせに対して答えられない状況が続いた。

給水活動

飲み水確保を最優先に

給水所には多数の住民がポリタンクやペットボトル、バケツなどを手に長蛇の列を作った。

水道事業所では住民の飲み水を最優先に考え、時間給水や給水所を移動させながら弾力的に対応した。また、県外から駆け付けてくれた給水支援隊の応援もあって、より多くの給水所を展開することができた。



給水に並ぶ住民の列(追総合支所前)

度重なる余震に取水ポンプが故障

本震と4月7日の余震時には正常に稼働していた保呂羽淨水場下り松取水塔の取水ポンプが、5月12日に1台、8月13日には2台が故障したことにより、市全体の25%に当たる追川西部地区で5月に2日間、8月に3日間の断水を行った。この際には、登米市消防団に消防ポンプによる取水活動の応援を要請、災害協定締結事業体と日本水道協会の協力を得て応急給水を実施した。



他県からの応援給水車両

災害応援給水活動

津波被害で水道施設に大きな被害が生じた石巻地方広域水道企業団・南三陸町に、日本水道協会の災害協定に基づき応急給水の支援を行なった。

石巻地方広域水道企業団には延べ22日間給水車を派遣し、南三陸町には延べ146日間の給水車派遣と日本水道協会の応援隊は延べ86団体の支援活動を実施した。

料金減免措置

水道の断水等により、平成23年4月分の水道料金の基本料金を2分の1に減額した。また、全壊・大規模半壊の被災者には、給水装置工事に係る加入金・工事手数料の減免を平成26年3月31日まで実施している。

備蓄物資と燃料

備蓄物資が底をつく

登米市は東日本大震災以前、約千人分の非常食、飲料水、毛布などを消防防災センターと石越総合支所に分割して備蓄していた。東日本大震災では、被害が市全域に及んだことと、ライフラインが停止したことで、発災当日から約5千人を超える避難者がいたことから、非常備蓄はたちまち底をつく事態となった。

市は食糧確保のため、災害時応援協定を結んでいる「エスピー食品株宮城工場」に要請し、工場内で完成していたパックご飯1万5千食の提供を受けることができた。3月12日以降は、宮城県から菓子パンが届けられ、地元スーパーからは納豆やバナナ、ドラッグストアーからは乳児用粉ミルクなどの提供を受け避難所に配達することができた。

燃料の供給

震災当日は寒さが厳しく、避難所では暖房が必要だった。市内の燃料販売所は非常用発電機や手回しポンプを使って在庫燃料の販売を続けた。災害時応援協定を締結している石油関係企業の協力や、宮城県の調整もあって、市民病院や水道事業所をはじめとする重要施設への燃料供給を継続することができた。

しかし、市内の給油所には給油を求める連日長蛇の列が発生した。給油所では一人当たりの購入量を制限しながら在庫を販売していたが、県内全域で製油から輸送までの燃料供給が滞っていたため、市内の給油待ちが緩和されたのは4月中旬を過ぎた頃だった。



市内の各所で給油待ち渋滞が発生

医療活動

巨大な揺れが病院を襲い、ロッカーや本棚が次々と倒れ、思うように身動きが取れなかつた。揺れが収まりきらない中で、看護師たちが病棟へ向かった。幸いにも入院患者のベッドからの転落や、外来者に怪我人はなく一安心する。しかし安堵する間もなく救急患者、外来患者への対応が始まった。

情報が無い

病院には非番だった看護師たちも次々に駆けつけてきたが、外部からの情報がなく、院内の状況を外部に伝える手段もなかった。患者受け入れ体制は整ったが来院者を待つのみであった。やがて病院には救急搬送してきた患者や、外来患者が殺到した。

市内の被害はどれほどなのか、他の病院は無事なのか、スタッフたちは情報がないままに外来者への対応を続けた。唯一外部と連絡を取る手段は、病院に派遣されてきた消防本部職員が携えていた消防無線のみだった。

診療を継続

病院施設には非常用発電機が設置されていたが、非常灯などの最低限度の設備を動かす程度しか容量がなく、診察に必要な照明や暖房などは動かすことはできなかつた。しかし外来患者が来院し続けていたことから、病院内にある電気スタンドやシャウカステン(レントゲン写真を見る際に用いる機器)などを集め、最低限の灯りを確保して診療を続けた。病院内は冷え込み、ファンヒーターなど移動可能な暖房機器は、外来待合室や病室の廊下に配置した。入院患者の家族にも毛布などを持ち寄るようお願いした。

帰宅困難者が発生

診察が終わっても、自宅へ帰る手段がない、帰る場所もない人たちが病院内の外来待合ロビーに多数集まつた。非常用発電設備では暖房を動かすことはできず、施設内は冷え込んだ。毛布などは提供できたが、病院には入院患者用の非常食しか備蓄されておらず、帰宅困難者の分は想定されていなかつた。このような帰宅困難者への対応策が課題として残つている。

被害は広大、沿岸部の支援へ

沿岸部の医療施設の被害は甚大だった。南三陸町公立志津川病院と石巻市立病院は津波によって施設全体が被災、石巻赤十字病院には膨大な数の患者が殺到していた。そのため沿岸地域からの患者が発災翌日から日を追うごとに多くなつていった。

被害情報が徐々に伝わってくると、避難所となつていただけた南三陸町入谷小学校で医療スタッフがいないと情報が入る。南三陸町の避難所では体調を崩す人が増えていた。そこで、3月17日に米谷病院から医師1名と看護師1名を派遣する。4月2日までの間、医師、看護師、薬剤師を延べ30人派遣し医療支援にあたつた。

【第2節】情報発信

防災行政無線

停電による放送停止

登米市の防災行政無線は、合併以前から9つ全ての町域で整備されており、防災情報や市からのお知らせを朝と夕方の定期に放送している。

東日本大震災の発災当日は、停電による電力の供給が途絶えたが、屋外子局の内臓バッテリーで放送が可能だつたため、余震への注意や避難所の情報、給水の情報などを放送した。

翌3月12になると、一部の屋外子局ではバッテリーの電圧低下により放送が断続的になるなど、聞こえにくい状態となつたため、3月13日には、防災行政無線放送を一時中止せざるを得なかつた。



防災行政無線システム(火災発生を知らせる消防職員)

放送再開と整備体制

3月17日の深夜に市内のほぼ全域で復電した。災害対策本部は防災行政無線の放送再開に向けて機器の調整を行い、3月20日から防災行政無線放送を再開した。

今回の災害を踏まえ、市は防災行政無線子局のバッテリー交換を平成24年度から4年に1回のサイクルで交換を実施することとした。

コミュニティエフエム

平成22年4月に開局した登米コミュニティエフエム

登米コミュニティエフエムは、平成22年4月に開局したコミュニティエフエム局である。名称は「H@!FM(はっと・えふえむ)」。開局以来、市との委託契約によりさまざまな市政情報を放送している。

発災後から24時間体制で放送

登米コミュニティエフエムでは、市との災害時応援協定に基づき、地震発生直後から災害情報の放送に切り替え24時間体制で放送した。市からは、災害対策本部に詰めていた登米コミュニティエフエムの社員に直接情報提供したほか、ファクシミリなどを使用して随時、エフエム局に情報を送信した。

災害エフエム

発災直後、市から東北総合通信局に災害エフエムの認可申請を行い、3月16日付で認可された。このことにより、出力を20Wから100Wにできたことで可聴エリアが拡大、「登米災害FM」として、より多くの市民への情報提供が可能となった。災害エフエムとしての放送は平成25年3月14日まで2年間続いた。

災害情報の発信に大きな役割を果たしたコミュニティエフエム

今回の震災では、広範囲にわたる停電が長期化したため、防災無線やホームページ、メール配信といった速報性のある情報発信ツールが初期の段階で機能不全に陥った。そのような中、自家発電により電力を確保し、24時間体制で震災に関する情報を発信し続けた登米コミュニティエフエムの果たした役割は大きい。ライフラインが完全に寸断した場合の情報提供手段について、コミュニティエフエムによるラジオ放送が非常に有効であることが改めて確認された。また、震災を契機に、登米コミュニティエフエムに対する市民の認知度が一気に高まった。

登米市は災害時により広く住民へ情報提供をするため、登米コミュニティエフエムと連携して可聴エリア拡大のための中継局を設置するなど、災害時の多様な情報伝達手段を模索している。



災害対策本部で情報を整理するエフエム局のスタッフ

広報とめ・ホームページ・メール配信

■広報とめ

印刷会社も被災し、通常の広報紙を発行できず

震災によって、広報紙の印刷業務を委託している迫町にある印刷工場が被災し、通常の広報紙の発行ができなくなった。そのため、広報とめ臨時号(A3版両面1枚もの)を自前印刷で発行し、4月8日付で全世帯へ配布した。



地震で損傷した印刷機(川内印刷株提供)

被害状況や被災者支援制度をお知らせ

印刷工場が復旧し、通常の「広報とめ」として発行できるようになったのは、発災後1カ月を経過した4月21日号から。同号では、市内における震災被害の状況を写真で詳しく紹介したほか、被災者支援の情報をお知らせした。また、市災害対策本部長である市長が「私たちのまちの復興に向けて～心を一つに～」と題し「市民の心を一つにし、一日も早い復興に向けて、ともに頑張っていこう」とのメッセージを掲載した。

震災による被災者支援制度については、さまざまな種類があり、市の相談・申請窓口も多岐に渡ることから情報の一元化が必要と判断、広報とめ別冊として「被災者支援制度のお知らせ(平成23年4月12日現在)」と「被災者支援制度のお知らせ追加分(平成23年7月1日現在)」の2回にわたって発行した。

放射線測定結果を毎号掲載

福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散を心配する市民の不安解消に努めるため、市内学校や公園、農産物や穀物などに含まれる放射能測定結果をまとめ「広報とめ臨時号」として8月1日付で発行した。以後、市内各施設における毎月の放射線測定結果を毎号掲載、現在も継続している。毎月1日号には市内の幼稚園・小中学校・社会教育施設など100カ所、21日号には保育所・児童館など40カ所の測定結果を掲載している。

震災を風化させない

東日本大震災による被害を記録としてとどめるだけでなく、震災からの教訓や復旧・復興への歩みなどを随時掲載した。同年6月1日号では、東日本大震災を教訓とした「地震災害への備え」、8月1日号では「登米市の再生と復興への歩み」、12月1日号では「放射能について考える」などを特集した。平成24年12月1日号では、震災による被災者支援に奔走した市内の女性グループ「えがおねっと」の特集が高く評価され、平成25年全国広報コンクール(公益社団法人日本広報協会主催)の広報紙(市部)で、入選2席に選ばれた。

■ホームページ

停電の影響でホームページの更新できず

本市のホームページは、※1 ASP方式により遠隔地に設置しているコンピュータサーバーを使用しているため、サーバー自体に震災による被害はなかった。しかし、東北地方の広範囲で停電が続いたことから、ホームページの更新作業が1週間にわたって行えず、情報提供に遅れが生じた。

電源復旧後、情報を毎日更新

電源復旧後(3月17日)に「東北地方太平洋沖地震に関する情報」として地震関連専用ページを公開、被害状況や通行規制箇所、震災ごみ仮置場などを掲載した。また、被災者の安否確認の問い合わせに対応するために、県内でも早い段階から、避難者リストを公開した。掲載内容は情報が入り次第、その都度、毎日更新した。また、防災課で取りまとめた市内の被害状況を随時掲載。平成25年2月27日現在、第99報に上る。

【主な掲載内容】

- 市内の被害状況 ○ごみの出し方 ○給水所の設営について ○道路の通行規制
- 義援金について ○り災証明書について ○被災者支援制度のお知らせ など

■メール配信

ホームページ同様、電源復旧後に情報配信

メール配信システムはホームページ同様 ※1 ASP方式であり、遠隔地に設置しているメールサーバーを使用しているためサーバー自体には被害がなかった。しかし、東北地方の広範囲で停電が続いたことから、メール配信作業が1週間にわたって行えず、情報提供に遅れが生じた。ホームページと同様に電源復旧後にメール配信を開始。配信は情報が入り次第、その都度行った。

【主な配信内容】

- 給水所の設置について ○ごみの出し方について ○市民バス、高速バスの運行について
- 道路等の通行規制について ○市立病院等の診療について ○小中学校等の卒業、始業等について など

※1 アプリケーション・サービス・プロバイダの略。パソコン用のソフトウェアを、インターネットを通じてレンタルで使用できるようにしたサービス。

【第3節】避難所

■避難所開設

開設手順は計画のもとに、しかし

登米市には89カ所の指定避難所があり、東日本大震災が発生した翌日の平成23年3月12日時点で53カ所が開設された。3月14日に避難者のピークを迎え、市全体では6,230人が避難していた。

避難所の開設運営は、市民生活部と総合支所の職員を中心に行なった。しかし、何処の施設にどの程度の避難者が集まっているのか状況がつかめず、状況を把握するため職員が直接施設を回って確認した。市の指定避難所のほとんどは、学校施設や指定管理施設だったが、各施設からは災害対策本部も支部にも連絡が取れなかった。指定避難所となっている各施設の外には、続々と避難者が集まっていた。そのため、各施設の職員は施設の安全を確認後、独自の判断で避難所を開設した。本来避難所は災害対策本部の決定で市の職員が開設、各施設の職員は開設をサポートすると、市の計画には書かれていた。計画、マニュアル、そのいずれも役に立ったという後日談は聞こえなかった。

寒さ対策

市では備蓄していた非常用毛布を各避難所に配布したが、避難者数に対し絶対的に不足していた。避難者には各自毛布などを持ち寄り寒さ対策するよう呼びかけた。

体育館などの大きな施設には多人数が避難していたが、停電で暖房設備が停止し底冷えする寒さだった。施設内から集めた石油ストーブは幼児や高齢者の近くに寄せた。屋外のテントでは吹雪の中で炊き出し作業が行われており、近隣の住民が持ち寄った炭や薪をたたいて暖をとった。



ストーブに寄り添う避難者



NTTが設置した特設公衆電話



掲示された情報を確認する

■避難所の自主運営

市では避難所の運営を避難者自らが行なうことを防災訓練や研修会などで周知してきた。

東日本大震災では、避難所生活が長期化する懼れもあり、避難所担当の職員は自主運営を促すように避難者と合同のミーティングを行って準備を進めた。だが開設した避難所数、避難者数が多く、自主運営に向けた組織づくりには時間を要した。

しかし、早期に自主運営へ向かって動き出した地域もあった。東和町の米川地域振興会では、3月12日に米川1区、2区、3区、4区の代表者と自主防災組織の役員、施設の指定管理者が、避難所の運営方法を話し合い、米川公民館を拠点とした避難所運営を独自に展開した。

このような地域コミュニティ独自の活動は、東日本大震災のように被害が広域で長期に避難所生活が続くとき、平素からの地域コミュニティがいかに大切であるかをあらためて考える機会となった。



運営方針を話し合う地区代表者(米川公民館)



避難所受付(米川公民館)

避難所への物資配送

発災直後は物資が枯渇したが、数日が経過すると市役所や総合支所には支援物資が続々と届けられた。避難所まで物資搬送は、公用車に加えて職員の私用車を使用したが、大量の物資を輸送しなければならない状況でワゴン車やトラック以外の車両での輸送は非常に効率が悪かった。また、いくら台数を増やしてもガソリンの調達が難しくなり、稼動できる車両の台数が徐々に減っていった。

そこで、学校給食センターの給食配送車を急きょ物資輸送車両として使用した。本来給食配送車は衛生状態を保つため給食以外の積載物を積むことはありえなかった。しかし事態は急を要しており、躊躇している時間はなかった。積載力が大きいコンテナ車によって配送効率は格段に向上した。また、市内給油所の在庫は、ガソリンはわずかだったが軽油に関してはある程度の在庫量があったため、継続して車両を稼動させることができた。



積み上げられた大量の物資



物資を仕分けする職員



物資の積み降ろしは人海戦術



給食配送車に積込み避難所へと向かう



支援物資は深夜にも届く

■避難所の閉鎖

ライフラインの復旧とともに

状況が落ち着いてくると、避難者は日中自宅などの片付けに戻り、夜間は避難所で過ごすという人が多くなってきた。3月14日に6,230人を数えた避難者も、市内のほぼ全域で電気が復旧した3月17日からは自宅に帰っていく避難者が一気に増えた。3月23日時点では、市全体で避難所は6カ所に、避難者数も703人となっていた。

1施設あたりの避難者数が減少したことにより、体育館などの大きな施設から各町域の保健センターなどに段階的な集約を行った。避難所の物資も大量だったため移動と閉鎖作業には多くの人手を要した。このような状況において活躍してくれたのが、自分たちの通う学校が避難所となった生徒たちだった。積極的に運搬作業をサポートしてくれた生徒たちの活躍で短期間に作業が完了する。

市外からの避難者も市内の避難所で受け入れていたが、ピーク時に833人に上った市外からの避難者も、仮設住宅やアパートへの入居が進み、新たな生活の場が確保されたことから、市は平成23年9月12日に全ての避難所を閉鎖した。



電気が復旧した夜



避難所を手伝う中学生たち(登米中学校)



【第4節】震災ごみの対応

■仮置場の設置

大震災発生の翌日から生活環境保全上特に必要とされる廃棄物処理事業として、「①損壊した建物・家財等を除去して、生活環境確保の観点」、「②道路・隣家・隣地・人への二次被害防止の観点」から、仮置場等において震災廃棄物の無料処理を実施した。

大量に発生した被災がれき類等は、民間を含めた市内廃棄物処理施設の能力では、受入や保管が困難なため、一時保管場所として旧町域ごとに一次仮置場を設置した。仮置場の選定に当たっては、災害時廃棄物処理計画の中で予定していた場所を自衛隊の野営場等に利用していたため、再選定から始めることとなった。一次仮置場が満杯となった段階で新たな仮置場を設置、合計13カ所で可燃系、不燃系、がれき類等の品目ごとに受け入れをした。

仮置場での受け入れと並行して震災廃棄物の処理・処分を促進するため、産業廃棄物処理施設を有する民間事業者に応援要請し、処理品目ごとに受け入れた。市クリーンセンターでは、ごみ処分手数料を免除して震災廃棄物を受け入れ、焼却処理または、資源再生活用のための破碎処理等を実施した。

発災から25カ月にわたり約20万トンの震災廃棄物を分別⇒運搬⇒破碎後、リサイクルまたは焼却、埋立処分とした。市内で発生・処理した震災廃棄物量は、市クリーンセンターにおける年間処理量約2万トン(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、埋立ごみの合計)の10年分に相当し、25メートルプールの水量(250トン)に換算して約800個分に相当する処理量となった。



震災廃棄物の一部



クリーンセンターの処理量10年分



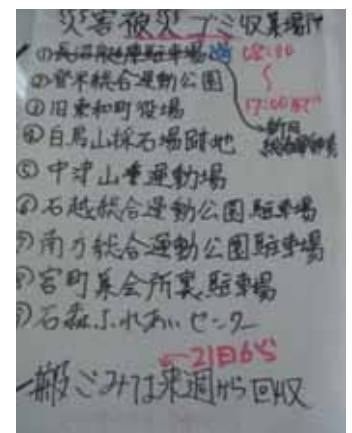
25mプール約800個分

震災ごみ処理の概要

- ①【一次仮置場での受け入れ】(期間:平成23年3月12日～平成23年5月31日)
処理・処分費用軽減のためには、分別が肝要であることから仮置場開設後1週間は、他部所からの応援職員により対応、以降は一般廃棄物処理業許可業者に委託して搬入者への分別指導を行いながら震災廃棄物の受け付けをした。
- ②【二次仮置場での受入】(期間:平成23年6月1日～平成24年12月28日)
一次仮置場の震災廃棄物を集約して再分別及び破碎処理後に各処理場に運搬した。
- ③【ごみ処分手数料の免除受入】(期間:平成23年4月1日～平成24年12月28日)
市クリーンセンターにおいて、ごみ処着手数料を免除して受入、焼却時間を延長して処理した。
- ④【震災廃棄物の分別・運搬】(期間:平成23年3月28日～平成25年5月31日)
震災廃棄物をリサイクルや焼却処理するための分別・破碎、廃棄物処理施設等への運搬業務を委託により実施した。
- ⑤【震災廃棄物の処理・処分】(期間:平成23年3月28日～平成25年5月31日)
被災建物の解体等により発生したがれき類、木くず、廃プラ等廃棄物の処理・処分業務及び金属・家電品、石膏ボード等のリサイクル業務を委託により実施した。民間の産業廃棄物処理施設への誘導により処理の分散、迅速化が図られた。



災害ごみ一次仮置場



災対本部内に掲示された集積所メモ

震災ごみ処理の課題

- ①【仮置場の確保】
災害廃棄物処理計画で定める仮置場予定地が急きょ、避難所や自衛隊基地などに優先して使用したため、電話等通信網が不通のなか新たな仮置場の候補地選定に奔走した。
- ②【仮置場開設、管理にあたる人員確保】
仮置場開設にあたり周辺市民への説明、飛散防止対策等、事前準備に当たる多くの職員が必要となった。
- ③【受入対象品目の制限】
被災建物の解体に伴う廃棄物は、通常時は産業廃棄物として県の許可を受けた業者が実施していることから、市が一般廃棄物として処理するに当たり分別の方法、品目の区分などノウハウが不足した。
また、震災廃棄物か否かの判断は困難を極めた。仮置場開設時に市の受入可能品目と、受入困難物の区分が必要であった。
- ④【震災廃棄物とは】
被災建物の解体や修繕に伴う廃棄物で、被災者の生活維持や経済的負担から迅速に行えるものでないため、複数回にわたる受入延長により期限までに運搬したものを震災廃棄物として処理した。

【第5節】関係機関や団体の活動

宮城県の活動

東部地方振興事務所登米地域事務所

登米管内における災害対応活動としては、管内被害情報の収集や登米市災害対策本部との情報交換、被災市町への職員の派遣や支援物資等中継拠点の運営を行った。

情報収集は、通信機器が使用できなくなったことから、登米市災害対策本部へ職員を常駐させ、県災害対策本部との連絡調整と市災害対策本部の情報収集を行った。(常駐期間は3月13日から16日まで、以降は登米市災害対策本部会議に出席する)

支援物資の搬出入では、被災市町4市2町(登米市、気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市)に対する支援物資の搬出入基地として、企業・自治体からの物資の受け入れ、救援物資集積所への搬出を行った。搬送は自衛隊、(社)宮城県トラック協会・(株)佐川急便の協力のもとに行なった。なお、搬出入作業用に当たっては、(社)宮城県建設業協会及び(有)登米ライスサービスからフォークリフト等の機材の提供を受けた。

避難所運営状況調査として、登米市内における生活環境の状況把握のため、実態調査を実施した。活動における課題として、発災直後に登米地域部及び本庁ともに、登米市と電話連絡が取れず、同市からは宮城県総合防災情報システム(MIDORI)への被害入力もなかった。原因は、登米市が災害対策本部を市庁舎から消防本部に移したためであった。庁舎の利用が困難となった場合などの連絡方法について、事前に関連機関で協議しておくことが必要である。



雪の中を支援物質を積んだトラックが到着した



車庫内には大量の物質が積まれていった



登米合同庁舎に到着した物資は車庫に保管された



物資は仕分けされて被災地へ運ばれた

消防活動

地震発生直後から、登米市消防本部の消防指令センターには救急通報が多数あったが、登米市内で地震が起因する火災は発生しなかった。また、激しい地震の揺れによって多くの建物が倒壊したが、幸いにも倒壊建物に取り残されるなどの災害は発生しなかった。このことから、登米市消防本部は宮城県広域消防応援隊としての活動や、緊急消防援助隊の後方支援に力を注ぐことができた。

宮城県広域消防応援隊の活動

今回の震災では被害が沿岸部を中心に県内全城に及んだこと、また、代表消防機関である仙台市消防局の管内においても甚大な被害が発生したことから、各ブロックにおいて活動を実施した。

大崎ブロックでは大崎地域広域行政事務組合消防本部、栗原市消防本部及び登米市消防本部から気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部に対し、塩釜ブロックでは黒川地域行政事務組合消防本部が塩釜地区消防事務組合消防本部に対し仙南ブロックでは仙南地域広域行政事務組合消防本部から名取市消防本部、岩沼市消防本部及び亘理地区行政事務組合消防本部に対して県内広域消防応援隊を編成及び被災地へ派遣を行い救助活動、人命検索及び後方支援活動を実施した。



大崎ブロック隊(登米、大崎、栗原)



宮城県庁内の調整本部(宮城県提供)



大崎ブロック隊 解散式

緊急消防援助隊の活動

3月11日15時30分、仙台市消防局から宮城県に対し緊急消防援助隊の応援要請がなされた。

宮城県では大地震の揺れと大津波による甚大な被害が予想されることから、15時36分消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援要請を行うとともに、宮城県庁5階において、県災害対策本部内に宮城県消防応援活動調整本部を設置した。代表消防機関(仙台市消防局)の派遣職員、総務省消防庁の派遣職員、指揮支援部隊(札幌市消防局(当初は東京消防庁が代行))が順次到着し調整本部機能を構築した。その後、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部、石巻地区広域行政事務組合消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部、名取市消防本部、岩沼市消防本部、亘理地区行政事務組合消防本部から派遣要請があり、沿岸部を管轄する全7消防本部における消防応援の受援・活動調整を行った。



中田アリーナに集結した緊急消防援助隊(京都府隊)



同日15時40分、法制化以来初めてとなる消防庁長官による出動指示が発出された。

震災発生から5月31日までの間に、沿岸部を管轄する7消防本部の管内において1都1道1府22県の緊急消防援助隊、延べ13,193隊、50,882人が出動し、火災出動、救急出動、救助出動及び人命検索等が実施された。

なお、緊急消防援助隊の活動内容については、「東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道・東北ブロック活動検証会議」等においても検証が行われた。



整列する京都府隊50隊187人の隊員たち



沿岸被災地出発前のミーティング

国際緊急救援隊の活動

外務省及び総務省消防庁国民保護・防災部からの要請により、3月13日～3月19日までの7日間、国際緊急救援隊活動拠点として、登米市南方町「南方中央運動広場」を野営拠点として確保し支援活動を行った。主な活動については、緊急消防援助隊京都府隊及び鳥取県隊との合同により被災地(南三陸町)での救助活動、人命検索及び後方支援活動を実施した。

※4カ国～計190人の応援部隊

- スイス隊 30人
- ドイツ隊 40人
- ニュージーランド隊 50人
- オーストラリア隊 70人



南三陸町で活動するニュージーランド隊

登米市消防本部の活動

配備体制

地震発生と同時に、消防長による非常配備体制発令により日勤者及び当務中の全職員は、速やかに非常配備体制に移行した。



消防防災センター内の警防本部

活動体制

非常災害時における警防本部等運営計画に基づき、消防本部内に消防長を本部長とする警防本部を、消防署内に消防署長を本部長とする大隊本部を設置、消防が行う災害活動全般を指揮するとともに関係機関との調整を図った。発災直後、消防長は迫庁舎の災害対策本部へ向かったため、消防次長が警防本部長を代行した。

- 設置時間:3月11日(金)14時47分
- 設置場所:消防防災センター2階 防災会議室

動員の発令

消防本部は、消防長の事前命令に基づき地震発生後に職員が各勤務地に参集した。

職員の参集状況・安否確認



発災当日、夜の消防指令センター

ア 職員の参集状況

- 3月11日 15時35分 ~ 職員参集完了

イ 職員安否確認状況

- 3月11日 16時35分 ~ 全消防職員へ安否確認メール送信
- 3月12日 07時34分 ~ 全職員安否確認完了(全職員無事確認)

①応急消防活動

初動時における情報収集は、119番通報、消防隊員による調査、市災害対策本部からの情報提供により、消火、人命救助活動を最優先とした消防活動を実施した。また、宮城県広域消防相互応援協定に基づき気仙沼市、南三陸町へ消防隊を派遣するとともに、南三陸町への緊急消防援助隊及び国際緊急援助隊の受け入れ及び支援活動を行った。

②通信の確保

有線電話は、速やかに通話試験を行い通信可能回線とその範囲の確認を行ったが、119番回線に受信不能状態が発生した。また、無線電話は、車載無線、携帯無線とともに、速やかに開局し消防本部との通信体制を確立した。

③情報収集

地震時は、発災と同時に停電となり「宮城県総合防災情報システム・MIDORI」が切断し通信手段が途絶えたことから、県からの情報については、宮城県地域衛星通信ネットワークで収集した。消防署と各消防署出張所による被害等の情報収集は、消防無線と広報連絡車両で行うとともに、各総合支所の災害対策支部への出向と照会で情報を収集した。

④救急・救助活動

消防長による非常配備体制発令により、消火、人命救助活動を最優先とした初動体制を確立するとともに、防災関係機関と連携を図りながら、迅速適切な救急・救助活動を実施した。

登米市消防団の活動

消防団は、各支団単位で地域の巡回、警戒などの情報収集活動のほか、倒壊家屋等の調査・出火防止の呼びかけ・避難の誘導・給水支援活動などを実施した。

《消防団の主な活動》

※3月11日発災

- 被害状況調査及び情報収集活動(延べ活動団員:588人)
- 巡回広報及び警戒活動(延べ活動団員:1,819人)
- 避難者誘導活動(延べ活動団員:382人)
- 避難所支援活動(延べ活動団員:745人)
- 給水支援活動(延べ活動団員:273人)
- 被災箇所応急復旧処置等(延べ活動団員:676人)

その他の支援活動

①陸上自衛隊熊本方面隊の野営拠点(宿泊場所)として、3月12日から3月31日まで消防防災センター3階廊下部分を提供了。

②市民の一時避難場所として、消防防災センター3階大会議室を開放した。

③市内医療機関での人工透析用の水確保のため、消防本部の水槽車による給水活動を実施した。

●登米市立よねやま診療所 3月16日～3月17日(2回:10トン)

●やすらぎの里サンクリニック 3月12日～3月16日(22回:110トン)

沿岸部の被災地消防本部に対する支援活動

隣接市町村との応援協定

3月11日の地震時は、宮城県広域消防相互応援協定に基づき気仙沼市、南三陸町へ先行調査隊を派遣するとともに、南三陸町へ救急隊及び消防隊を広域消防応援隊として派遣した。また、5月10日から石巻市へ消防隊を広域消防応援隊として派遣した。

【大崎ブロック隊】

登米市消防本部は、大崎ブロック隊の一員として大崎消防本部、栗原消防本部とともに発災当日から3月19日までの9日間、気仙沼市及び南三陸町で、82隊・277人の隊員が救援や救急隊として活動、5月10日から5月22日までの13日間、石巻市で、26隊・208人が消防隊として活動した。

さらに、登米市消防本部からは3月11日に被害状況把握のため先行調査隊として6名を気仙沼市、南三陸町に派遣しており全体で66人が活動した。登米市消防本部は、延べ23隊、66人が活動した。



南三陸町で活動する登米市消防署消防隊

緊急消防援助隊の受援体制

総務省消防庁より宮城県災害対策本部調整本部経由で緊急消防援助隊の南三陸町への活動隊に対する受援体制を依頼され、野営拠点場所の確保や燃料の調達など3府県隊の支援活動を行った。

【京都府隊】

- 3月12日 到着活動開始～50隊・187人
- 4月13日 活動終了引き揚げ
- 活動先 南三陸町志津川、歌津、戸倉地区
- 野営拠点 中田総合体育館(中田アリーナ)



【鳥取県隊】

- 3月13日 到着活動開始～14隊・58人
- 3月20日 活動終了引き揚げ
- 活動先 南三陸町戸倉地区
- 野営拠点 道の駅津山(もぐもくハウス)



【秋田県隊】

- 4月13日 到着活動開始～10隊・28人
- 4月28日 活動終了引き揚げ
- 活動先 南三陸町志津川、歌津、戸倉地区
- 野営拠点 中田総合体育館(中田アリーナ)



警察活動

佐沼警察署の活動

佐沼警察署では、地震発生後直ちに署長を長とする「佐沼警察署災害警備本部」を設置し、パトカー及び徒歩により管内被害状況、交通遮断状況等の確認を行った。また、発動発電機による信号機滅灯対応、交通整理員を配置した管内主要交差点の交通整理、給油所前の交通渋滞対策、緊急交通路確保対策等を行った。同時に佐沼警察署内に行方不明者等に関する各種相談窓口を設置するとともに、各地域に設けられた避難所には、警察車両を活用した移動交番を開設して避難住民の要望に応える警察活動を行う。

さらに、住民に安心感を与えるため、パトカーなどによる警戒活動を強化しながら、管内における災害に便乗した犯罪の検挙、抑止活動、震災に起因する交通事故捜査等の活動を行った。

震災発生の数日後からは、津波により甚大な被害を受けた地域を受け持つ河北警察署に約1ヵ月間、計約100人、気仙沼警察署及び南三陸警察署に半年間、計約200人を応援派遣し、行方不明者捜索活動、被害者・遺族支援活動に従事した。加えて、気仙沼市、本吉郡南三陸町及び石巻市河北町方面に向かう全国警察の派遣部隊の拠点警察署として、震災直後から約2ヵ月間、計23都道府県、約2,300人の派遣部隊を行政機関の協力のもと、「登米市中田B&G海洋センター」及び「東和定住促進住宅」に受け入れる活動に従事した。

その後、現在に至るまで、沿岸部において数回実施されている行方不明者集中捜索に計100人を派遣し、行方不明捜索を行ったほか、イオン南方店跡地応急仮設住宅に緊急報知器、防犯灯、横断歩道及び歩行者用信号機を設置した。また、同仮設住宅における「命の旗作戦」及び行政機関と連携した情報端末機に対するポリスインフォメーション配信等の各種施策を推進している。

東日本大震災から2年以上が経過したが、現在も1,300人以上が行方不明で、多くの方が仮設住宅で不自由な生活を強いられており、震災の被害は現在も継続中である。

今後は、一日も早い行方不明者の発見と、安全安心な地域社会の実現に向けて災害に備え、地域住民の皆様や関係機関・団体との連携強化、装備資機材の拡充、随時の訓練等を実施する計画である。

登米警察署の活動

登米警察署では、地震発生後直ちに署長を長とする「登米警察署災害警備本部」を設置した。管内の被災状況把握のため、パトカーを出動させ、地震による死傷者及び火災発生等の被害状況の調査を開始した。

管内の主要幹線道路、橋梁、崖崩れ、倒壊家屋等の被災の有無の確認を行い、関係機関と連携し、登米市役所、登米市役所各総合支所、登米市消防署、東北電力、ガス事業者、水道事業者との情報の共有を図り、被害実態が徐々に把握されていった。

治安維持対策としては、昼夜パトカーや徒歩による巡回を強化して、震災の混乱に乘じた犯罪発生の抑止に努め、住民保護対策や広報活動として、身元不明遺体情報、運転免許関係、外国人の在留期限延長等に関するお知らせチラシを作成して情報提供を行った。

避難所における治安防犯対策として、管内の避難所に立ち寄り、避難住民への声掛けや巡回の強化を図り、不安解消や警察への相談等の対応を行った。

行方不明者対策として、身元不明遺体をご家族の元に返すため、登米警察署内に行方不明者相談窓口及び身元不明遺体相談窓口を開設した。

また、被害が大きかった沿岸地域への支援として、発災翌日から登米警察署第二機動隊員を南三陸警察署に派遣し、

被災地における行方不明者捜索活動を支援とともに、遺体検視業務、被害者支援業務、避難所対策業務等にも署員を派遣するなどの活動を行い、南三陸町に全国から派遣された広域緊急援助隊の活動拠点警察署として、発災直後から応援部隊の受け入れを行い、部隊活動の後方支援を行った。



登米総合体育馆に集結した広域緊急援助隊



沿岸部に向けて出発する広域緊急援助隊



沿岸部での交通整理



懸命の捜索活動



潜水捜索が連日行われた



犯罪抑止の夜間パトロール

自主防災組織の活動

震災時の活動状況

市内各地区の自主防災組織は、地区集会所に避難所を開設し、炊き出しや給水活動を行った。「指定避難所に移動したくとも手段がない」「足腰が悪く一人では移動できない」

そういう声に柔軟に対応したのが自主防災組織だった。

高齢者世帯などの要援護者への食事や飲料水の配達、個別訪問による健康状態の相談などは、地元の実情に詳しい地区役員や住民が支え合うことで可能となった。



自主防災組織の炊き出し

活動を通して

震災後、自主防災組織に対して行ったアンケート調査では以下のような課題が上げられた。

- ①平日の昼間のため役員などスタッフ不足だった
- ②防災備品の不足を感じた。今後整備が必要である
- ③総合支所との連絡手段の検討が必要である
- ④情報収集手段の検討が必要である
- ⑤日頃の訓練の必要性を痛感した



自主防災組織が開設した地域避難所

特色ある活動

自主防災組織が行った特色ある活動

- ①給水所に行くことができない方へ飲料水の戸別配布
- ②地区会報の臨時版を発行して地区民に情報提供
- ③発災翌日、複数の自主防災組織が協力して避難所を運営するための協議
- ④被害が大きい沿岸部への物資輸送
- ⑤ボランティア団体と協力した被災者支援



薪を使った炊き出しが各所で行われた

地元企業に支えられて

地震発生当日から食料品をはじめとした物資が不足し、登米市は物資調達に苦慮していた。そんな折、市内の企業や多くの販売店から避難所や被災者へ提供してほしいと、食料品や生活物資が続々と届けられる。これらの物資は市内の避難所に届けられたほか、登米市を中継して南三陸町の避難所にも届けられた。また、地震で段差が生じた橋や建物の倒壊で通行不能となった道路も、地元建設企業の応急復旧で通行できる状態に回復した。

自らも被災していたにもかかわらず支援活動を続けた地元企業からは、地域の生活を支えるという強い信念が感じられた。



地元スーパーから届けられた食品



中田庁舎に届けられた食品



応急復旧作業(東和町錦織地内)



応急復旧作業(追町佐沼地内)



情報発信を続けたコミュニティエフエム



地元物流企業が物資輸送を支援